

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人木と遊ぶ研究所
- 3 代表者の氏名
室岡 耕次
- 4 主たる事務所の所在地
上越市大字西ヶ窪浜95番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、会員及び森林保全と環境保護を願う市民に対して、ボランティア活動、森林に関する調査・研究・啓蒙活動等に関する事業を行い、もって森林及び環境保全に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 環境の保全を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第3条 この法人は、<u>環境の保全を図る活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 木及び自然・森林保護に関する森林ボランティア事業。</u></p> <p><u>(2) 木及び自然・森林保護に関する木工ボランティア事業および環境教育事業。</u></p> <p><u>(3) 木及び自然・森林保護に関する地場材普及ボランティア事業。</u></p> <p><u>(4) 木及び自然・森林保護に関する受託事業。</u></p> <p><u>(5) 前各号の事業に付帯する事業。</u></p> <p>(資産の構成)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条</p> <p><u>1 この法人は、特定非営利活動促進法第2条別表5項に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 特定非営利活動に係る事業</u></p> <p><u>① 木及び自然保護と人間との共存に関する調査・研究開発事業。</u></p> <p><u>② 木及び自然保護に関する個人、団体への情報の提供事業。</u></p> <p><u>③ 森林保護に関するボランティア活動及び事業の相談活動。</u></p> <p><u>④ 前3号の事業に付帯する事業。</u></p> <p><u>(2) 収益事業</u></p> <p><u>① 森林保護、環境保存に関する調査・研究等の受託事業。</u></p> <p><u>② 森林保護、環境保存に係る環境情報等の出版事業。</u></p> <p><u>③ 委託された物品の斡旋並びに販売事業。</u></p> <p><u>④ 前3号の事業に付帯する収益事業。</u></p> <p><u>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</u></p> <p>(資産の構成及び区分)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>2 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活</u></p>

<p><u>第36条</u>～<u>第40条</u> (略)</p>	<p><u>動に係る資産及び収益事業の2種類に区分する。</u></p> <p><u>(収益事業の会計)</u></p> <p><u>第36条</u> <u>収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理し、税務申告など必要な会計処理を行う。</u></p> <p><u>第37条</u>～<u>第41条</u> (略)</p>
------------------------------------	---